

第18章

障害者施策

～障害のある人もない人もともに暮らすまちづくり～

国連障害者権利条約の批准を目的とした国における障害者制度改革の動向を踏まえ、障害のある人への差別を解消し、障害のある人もない人もお互いに理解し合い安心して暮らせる共生のまちづくりの実現を目的に、市としての条例づくりと条例にもとづく施策を進めるための業務を行っています。

1 手話言語・障害者コミュニケーション条例について

(1) 条例制定までの経過

平成 26 年 9 月に障害者（ろう者・難聴者・視覚障害者）と各コミュニケーション支援従事者や学識経験者からなる検討委員会を設置し、11 月までの間に 4 回開催しました。さらに、上記委員以外のコミュニケーションが困難な障害者からもヒアリングを実施するなど、障害当事者の方の声を聞き取った上で、条例案のとりまとめを行いました。

検討委員会で話し合った項目は、以下のとおりです。

① 第 1 回検討委員会（平成 26 年 9 月）

- ・ 条例の趣旨と位置づけ
- ・ 関係法令の動向（障害者権利条約、障害者基本法、他都市の手話言語条例等）
- ・ 委員からの意見をもとに、委員相互のコミュニケーションの現状と課題の確認
- ・ 明石市における障害者手帳所持者数の現状と条例対象者の把握

② 第 2 回検討委員会（平成 26 年 10 月）

- ・ 委員以外の個別当事者（盲ろう者、喉頭摘出障害者、知的障害者）からのヒアリングの実施
- ・ コミュニケーション手段の利用促進に関する課題の整理

③ 第 3 回検討委員会（平成 26 年 11 月）

- ・ 条例概要案（素案）の提示と質疑
- ・ 発達障害に関するコミュニケーション手段
（発達支援センター相談員からのヒアリングの報告）

④ 第 4 回検討委員会（平成 26 年 11 月）

- ・ 条例素案の提示と承認
- ・ 障害者を含めたすべての市民への条例の周知方法の検討

(2) 条例の制定及び施行

上記委員会等における検討を受け、「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」は、平成 27 年 3 月 31 日に制定されました。（同年 4 月 1 日より施行）

(3) 条例に基づく取組

- ① 意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）の要綱を改正し、派遣内容の制限や手帳所持の要件をなくすなど大幅に見直しを行いました。
- ② 手話検定等を活用した職員研修を実施しました。
- ③ 平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間で、市内の全市立小学校（28 校）を対象に手話体験教室を実施しました。また、平成 30 年度及び令和元年度の 2 年間で、

全市立小学校（28校）で実施する予定です。

- ④ 視覚障害者用の情報入手支援にかかる日常生活用具を支給対象としました。（災害情報への迅速なアクセス用に地デジラジオの給付の拡大）
- ⑤ 知的障害・発達障害のある人を含めて、多くの市民が利用できる条例の「わかりやすい版」パンフレットを作成しました。
- ⑥ 障害者施策や事業の体制をさらに充実させるため、手話通訳士等の資格を有する任期付職員を採用しました。
- ⑦ 本庁と総合福祉センター、あかし総合窓口、市民センター（3カ所）、明石駅観光案内所及びふれあいプラザあかし西との間で、タブレットを使用した聴覚障害者向けの遠隔手話通訳対応ができるようになりました。
- ⑧ 市後援行事で手話通訳者・要約筆記者を配置する際の必要な費用の半額を助成する制度を創設しました。
- ⑨ 点字プリンターの導入により、点字を希望する視覚障害者に対して、市政情報等に関する文書等について点字対応を行うことができるようになりました。
- ⑩ 市立図書館に、拡大読書機、録音図書再生機等を配備し、読書しやすい環境づくりを推進しました。
- ⑪ 既存のハザードマップの音訳版を基に、可能な限り災害時避難情報等を点訳することで、視覚障害者に対する伝達手段を充実しました。

(4) 施策推進協議会の設置

障害当事者や支援事業者、有識者等の声を十分に聴き、当事者目線でコミュニケーション施策を推進することにより、条例を実効性のあるものにしていくために明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会を設置しました。

（参考）施策推進協議会開催回数

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 回	2 回	2 回	1 回

障害者コミュニケーション関連施策の進捗状況と実績の報告

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（個人派遣）

年 度	手話通訳	要約筆記
平成 26 年度	781 件	61 件
平成 27 年度	646 件	54 件
平成 28 年度	709 件	101 件
平成 29 年度	783 件	142 件
平成 30 年度	743 件	186 件

② 市主催行事及び市後援行事における手話通訳者・要約筆記者の配置状況

年 度	手話通訳	要約筆記
平成 26 年度	16 件	6 件
平成 27 年度	73 件	20 件
平成 28 年度	79 件	25 件
平成 29 年度	148 件	142 件
平成 30 年度	173 件	192 件

※平成 28 年度までは件数でカウント。平成 29 年以降は派遣人数でカウント

③ 市後援行事助成

年 度	件 数	助成額
平成 27 年度	5 件	86,057 円
平成 28 年度	1 件	21,250 円
平成 29 年度	2 件	38,900 円
平成 30 年度	3 件	65,445 円

④ 市立小学校での手話教室の開催

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
10 校	15 校	9 校	19 校

※明石小学校難聴学級（対象：児童、保護者）においては平成 27 年 6 月から平成 29 年 3 月まで概ね月 1 回開催し、平成 29 年度は 4 回開催しました。

⑤ 職員研修の実施等

年 度	手話基本研修	手話中級研修	手話検定の受験料助成
平成 27 年度	185 名	—	41 名
平成 28 年度	165 名	—	30 名
平成 29 年度	107 名	—	32 名
平成 30 年度	100 名	15 名	25 名

⑥ タブレット端末による遠隔手話通訳サービス

総合福祉センター、あかし総合窓口、市民センター（3カ所）、明石駅観光案内所及びふれあいプラザあかし西にタブレット端末を設置し、障害福祉課、福祉総務課の手話通訳者が遠隔手話通訳で対応しました。

【遠隔手話通訳利用件数】 ※平成 27 年度は 1 月～3 月

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
43 件	56 件	59 件	57 件

2 障害者配慮条例について

(1) 条例制定までの経過

国の障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月 1 日）に合わせて、市の障害者差別解消に関する条例の成立を図ることを目標に、平成 27 年 5 月から 11 月までに 4 回の検討会を実施しました。検討会は、障害種別ごとの団体や福祉・医療・教育関係者、商店街を代表する事業者や交通事業者、学識経験者、法律関係者、行政関係者、公募市民など 26 名の委員により熱心な議論を行いました。

検討会で話し合った項目は、以下のとおりです。

① 第 1 回検討会（平成 27 年 5 月）

- ・ 障害者差別解消法施行に向けた動向
- ・ 障害を理由とした差別と思われる事例収集の報告

第 2 回検討会に向けた取組

- ・ 「障害のある人もない人も共に暮らすまちづくり」フォーラムの開催（6 月）
- ・ タウンミーティングの実施（市内 2 か所）（7 月）
- ・ 事業者アンケートの実施（明石市商工会議所の協力）
アンケート送付 579 件に対し、回答は 157 件でした。（8 月）

② 第 2 回検討会（※第 1 回モデル会議として開催）（平成 27 年 8 月）

- ・ タウンミーティングと事業者向け書面ヒアリング結果の報告
- ・ 地域協議会の在り方について（内閣府アドバイザーによる説明）

③ 第 3 回検討会（第 2 回モデル会議）（平成 27 年 10 月）

- ・ 条例（素案）の検討

④ 第 4 回検討会（第 3 回モデル会議）（平成 27 年 11 月）

- ・ 条例（素案）のまとめ

※「モデル会議」は、内閣府の「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業」の指定を受けて実施したものです。

(2) 条例の制定及び施行

上記検討会等における検討を受け、「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例（以下「障害者配慮条例」という。）」は、平成 28 年 3 月 24 日に制定されました。（同年 4 月 1 日より施行）

(3) 条例の特徴

① 合理的配慮の提供支援

小規模な民間の事業者や地域の自治会、サークルなどが合理的配慮の提供で発生する費用の負担感を和らげるために、全国で初めて創設された「合理的配慮の提供を支援する助成制度」を実施します。また、事業者等がすでに実施している

障害の状態に応じた工夫や変更、調整等の好事例を参考に、助成制度のさらなる活用について検討していきます。

② 相談・助言の対応

差別と思われる事案が起きてしまったためのために、障害のある人やご家族、支援者、相手方の事業者からの相談を受け、相談・調整を行う窓口を設けて、必要な情報共有と連携を図ります。

③ 障害理解の研修・啓発などの普及

障害のある人に対する誤解や偏見、無理解や、合理的配慮に関する情報不足が引き金となって発生する差別を解消していくために、地域の実情を踏まえた障害理解に関する研修・啓発等の取組を行います。

(4) 地域づくり協議会の設置

障害のある人への差別をなくす取り組みを地域全体で進めるために、障害者配慮条例に基づいて「明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会（以下「地域づくり協議会」という。）」を設置しました。

合理的配慮の提供支援、相談事例への対応、障害理解の研修啓発などをはじめ差別をなくすための様々な取り組みについて、障害のある人や福祉・医療・教育に携わる関係者、民間事業者や学識経験者、法律関係者、行政関係者、公募市民等の方々と協議を行っています。

地域づくり協議会は市長の附属機関であり、相談事案に関するあっせんの申立てに対応するあっせん部会を設置しています。また、必要がある場合には、差別の解消に関する案件について地域づくり協議会でとりまとめた意見を市長に提出することができます。

(参考) 地域づくり協議会開催回数

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
4 回	4 回	2 回

(5) 条例に基づく取組

① 合理的配慮の提供支援に係る公的助成制度

障害者配慮条例に基づき、「合理的配慮の提供支援に係る公的助成制度」を創設しました。民間事業者や自治会等が障害のある人への配慮を提供するための環境整備に係る費用を助成するだけでなく、制度利用を通じて事業者等の障害理解の促進を目指す制度として実施しています。

平成 28 年度から平成 30 年度の 3 年で点字メニューの作成や筆談ボードの購入など合計 359 件の申請があり、7,987,764 円を助成しました。

年 度	件 数	助成額
平成 28 年度	150 件	2,809,119 円
平成 29 年度	121 件	1,529,461 円
平成 30 年度	88 件	3,649,184 円

② 啓発の取組

平成 28 年 7 月下旬から 8 月上旬にかけて、障害のある人とない人の交流の機会として、条例の考え方等の共有と意見交換を目的とした市民タウンミーティングを市内 4 か所（本庁地区、大久保地区、魚住地区、二見地区）で開催し、95 名の市民に参加いただきました。また、その後も事業者やサークル、地区社協など幅広い対象者から申請いただき、障害者配慮条例や共生のまちづくりについてわかりやすくお伝えする出前講座を実施しています。

③ 研修の実施

市職員研修としては「対応要領を周知する研修」「ユニバーサルマナー研修」のほか、新人研修のカリキュラムの中に「障害理解」をテーマとした内容を組み込んで実施しました。また、ユニバーサルマナー研修は民間事業者や高校生も対象として実施しました。その他民生児童委員の障害福祉専門部会の中でも障害者配慮条例や合理的配慮について具体的に伝える内容の研修を実施しました。

④ 相談対応

障害者配慮条例に基づき 4 つの相談窓口（福祉総務課障害者施策担当、障害福祉課、基幹相談支援センター、発達支援センター）を設け、障害を理由とした差別に関連する相談を受けました。いずれの相談も、あっせん申立てや調整会議の開催には至らず、相手方との調整を希望しない案件が多数を占めました。

相談件数

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
28 件	10 件	3 件